

鎌倉市議会総務常任委員会
所管事務調査の報告について

P. 2 …報告内容の整理

P. 5 …中間報告（原文）

P. 7 …最終報告（原文）

■報告内容の整理（各報告書の引用をベースに作成（文体などを修正）。）**1. 目的など**

総務常任委員会において、平成 30 年度に予定している本庁舎整備に係る基本構想の策定前に、当委員会としての考えを示すことを目的に所管事務調査（「市民にとっての市役所機能のあり方について及び移転先の整備、現在地の跡地利用について」）を実施した。残りの調査に当たっては、基本構想策定後にその内容を十分検証し、意見を述べていくことが妥当であると考え。

このたびの所管事務調査は最終報告をもって一旦終了することとし、今後、移転先の整備、現在地の跡地利用など、さらに調査を行うべき事項については、基本構想の内容を踏まえ、しかるべき時期に議会全体として議論を行うことを求める。

2. 中間報告**1) 窓口について****①市民にとって身近な、コミュニティの拠点としての市庁舎**

行政サービス、特に市民に直接的に対応する窓口については、全市的なアクセスのしやすさを追求すべきである。また、異なる視点での分散化について意見が示されたが、市民対応機能などは市役所機能の本庁舎への集約化一辺倒ではなく、分散化の視点を織り込んでいくべきである。

②「総合窓口の充実」

本庁舎には、各種業務に精通したコンシェルジュによる、福祉や子育て等の相談受付機能を含む業務案内及び各種届け出で必要とする複数の手続をまとめて受け付けるワンストップサービスを提供する「総合窓口」を設置することは必要である。

総合窓口の配置に当たっては、深沢の新庁舎、御成現在地における配置バランスや、前提として本庁舎を深沢に移転しないなどの意見に分かれ、意見の一致は見ず。

2) 「防災」について**①「市役所に求められる防災機能」**

庁舎自体の立地の安全性、すなわちさまざまな大規模災害に係る被災リスクが小さいことが確認されなければならないため、本庁舎の移転先に予定されている深沢地域整備事業用地の立地の安全性、被災リスクについて、最新データ並びに専門家の知見を踏まえた検証及び説明を尽くすことを求める。

加えて、大規模災害は多種類であり、かつ市内のどのエリアに大きな被害が発生するかによっても対応が異なるため、司令塔となり得る防災拠点は本庁舎 1 カ所ではなく、複数カ所の想定が必要である。

3. 最終報告

1) 交通について

①深沢地域整備事業用地に係る交通インフラについて

地方自治法第4条第2項の規定に基づき、市役所へのアクセスは第一に住民の利便性を考慮しなければならないということを念頭に置き、次の四つの視点から意見を述べる。

1-JRによるアクセスについて

(仮称)村岡新駅が建設されたときには、東海道線による市民のアクセスや職員の通勤が可能となる。しかしながら、駅設置の協議等が進展しても、藤沢市側の民間地権者の立ち退き問題等も含め、新駅設置までのスケジュールについては十分注視する必要があること、あわせて、新駅から深沢地域整備事業用地に建設予定の新庁舎までは徒歩で十数分かかるため、両地点を結ぶシャトルバスなどの検討も必要である。

2-湘南モノレールによるアクセスについて

(仮称)村岡新駅が設置された場合においても、市民が来庁するための交通手段は湘南モノレールが多くなると想定されること、沿線企業の社員に加え、多くの職員も通勤に利用することが推測されるため、新庁舎を整備した場合、湘南モノレールの既存のインフラの存続を図るとともに、通勤時の輸送力や運賃等の観点から、今後の運行について湘南モノレールと十分な協議が必要である。時差通勤を工夫すれば、湘南モノレール等により職員の通勤アクセスは確保できるというものではない。

3-バス路線の新設・再編整備について

新庁舎へのアクセスの確保に関し、バス路線の整備が重要である。また、鎌倉駅西口側から新庁舎に向かうルートของバス発着場所の確保や、大船駅東口からの小袋谷跨線橋経由ルートの整備等の課題解決に向けて、鎌倉市交通マスタープランにある鎌倉市交通体系方針図を踏まえ、バス事業者との十分な協議が必要である。

4-道路整備について

本庁舎の移転により渋滞が悪化しなければよいというのではなく、そもそも深沢地域整備事業用地周辺の道路事情に課題があることをまず認識する必要がある。藤沢鎌倉線や腰越大船線などの県道の拡幅や、また、周辺には道幅が狭く歩道がない一帯があるなど、歩行者の安全確保も早急に進める必要があり、さらに、JR引

き込み線跡地の活用や交差点改良、A I 等を使った交通需要管理による渋滞緩和策等、今後、関係機関との十分な協議、調整が必要である。

②まちづくりの視点で交通環境の整備を行うことについて

深沢地域整備事業用地に本庁舎を移転させることは、本市全体の交通体系にかかわる問題であり、本庁舎等整備基本構想の策定においては、交通についての議論が不可欠である。

深沢を本市の第三の拠点と位置づけているのであれば、今後、導入される予定の都市機能全体を見据え、新庁舎や（仮称）村岡新駅ができることによる交通シミュレーションを実施した上で、他の拠点である鎌倉駅周辺や大船駅周辺とつなぐ交通網の整備や、周辺道路の拡幅等といったまちづくりの視点は欠かせない。

また、行政サービスの分散化、特に御成現在地の整備や利活用によっては、市域全体の市民の移動に大きく影響することにも留意しなければいけないことから、市役所を移転させるから交通政策を周到に組み立てなくてはならないという受け身の発想ではなく、深沢地域整備事業あるいは深沢地域のまちづくりを進める視点で交通インフラがどうあるべきか、市民にとっての利便性の確保をどうすべきかということについて、後回しにせず検討を進めることを求める。

総務常任委員会 所管事務調査 中間報告（平成 30 年 9 月 28 日（金））
（平成 30 年 9 月定例会 鎌倉市議会 9 月定例会会議録（6）より抜粋）

○議長（中村聡一郎議員） 日程第 14 「「市民にとっての市役所機能のあり方について及び移転先の整備、現在地の跡地利用について」の中間報告について」を議題といたします。

総務常任委員長から、目下総務常任委員会にて所管事務調査を実施している「市民にとっての市役所機能のあり方について及び移転先の整備、現在地の跡地利用について」中間報告をしたいとの申し出があります。

お諮りいたします。本件は、申し出のとおり報告を受けることに御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

御異議なしと認めます。よって総務常任委員会の中間報告を受けることに決定いたしました。

総務常任委員長の報告を願います。

◎総務常任委員長（保坂令子議員） （登壇）ただいま議題となりました、市民にとっての市役所機能のあり方について及び移転先の整備、現在地の跡地利用について、総務常任委員会における所管事務調査の中間報告をいたします。

本庁舎の整備につきましては、現在、本市において、鎌倉市本庁舎等整備検討委員会を設置し、本庁舎整備に係る基本構想の策定に向けて進めているとのことであり、本年 8 月 2 日には、同委員会の第 1 回が開催され、その中で、11 月に基本構想のパブリックコメント案を確定させ、本年 12 月から平成 31 年 1 月ごろにかけてパブリックコメントを実施するとのスケジュールが示されました。このスケジュールを受け、当委員会では、調査した内容を 9 月定例会における本会議において中間報告を行うことで、基本構想策定前に当委員会の考えを示そうとするものです。調査の経過としましては、当委員会で、6 月定例会において、本件を所管事務調査事項とすることが確認された後、7 月 9 日、7 月 25 日、8 月 6 日、8 月 21 日、8 月 28 日及び 9 月 18 日の計 6 回にわたり委員会を開き、関連資料の確認や担当現局への質疑を行うなど精力的に調査を行ってまいりました。その中で、本庁舎の整備に関連するテーマごとに議論を重ねてまいりました。本日は、これまで調査を行ってきた「窓口」及び「防災」について報告いたします。

まず、「窓口」についてです。市庁舎の市民対応機能について、市民にわかりやすく、利用しやすい庁舎として、「市民にとって身近な、コミュニティーの拠点としての市庁舎」及び「総合窓口の充実」の二つの視点から調査を行ってまいりました。一つ目の「市民にとって身近な、コミュニティーの拠点としての市庁舎」としては、現在、市が進めている本庁舎の整備方針は、市役所機能の本庁舎への集約化とされており、また支所の窓口機能の

廃止が予定されているものの、行政サービス、特に市民に直接的に対応する窓口については、全市的なアクセスのしやすさを追求すべきとの意見になりました。また、市民対応機能を中心に、移転した後の現在地や大船地域等について、異なる視点での分散化について意見が示されましたが、当委員会としては、市役所機能の本庁舎への集約化一辺倒ではなく、分散化の視点を織り込んでいくべきであるという意見となりました。

二つ目の「総合窓口の充実」としては、市役所業務のICT化、AI導入などにより、近い将来、各種届け出・証明書発行・収納等の対応形態に大きな変化が生じることが予想される中、来庁者が各種手続に行き着くためのガイダンス機能に着目し、本庁舎には、各種業務に精通したコンシェルジュによる、福祉や子育て等の相談受付機能を含む業務案内及び各種届け出で必要とする複数の手続をまとめて受け付けるワンストップサービスを提供する「総合窓口」を設置することは必要であるという意見となりました。なお、総合窓口の配置に当たっては、深沢の新庁舎、御成現在地における配置バランスや、前提として本庁舎を深沢に移転しないなどの意見に分かれ、意見の一致は見ませんでした。

次に、「防災」についてです。「市役所に求められる防災機能」として、業務継続計画や受援力の観点及び消防との連携を含めた災害時の司令塔機能があり、また避難場所の確保に資することも期待されます。しかしながら、これに先んじるものとして、庁舎自体の立地の安全性、すなわちさまざまな大規模災害に係る被災リスクが小さいことが確認されなければならないため、本庁舎の移転先に予定されている深沢地域整備事業用地の立地の安全性、被災リスクについて、市として最新のデータ並びに専門家の知見を踏まえた検証及び説明を尽くすことを求めるという意見となりました。加えて、大規模災害は多種類であり、かつ市内のどのエリアに大きな被害が発生するかによっても対応が異なるため、司令塔となり得る防災拠点は本庁舎1カ所ではなく、複数カ所の想定が必要であるという意見については、一致した意見となりました。

以上が、本日までの調査の経過及び中間報告となります。今後、当委員会では、本庁舎整備に係る先進市の視察を実施し、さらに議論を深めるとともに関連テーマごとに調査を進めてまいります。

以上で中間報告を終わります。

○議長（中村聡一郎議員） ただいまの報告に御質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

以上で報告を終わります。

（後略）

総務常任委員会 所管事務調査 最終報告（平成 30 年 12 月 21 日（金））
（平成 30 年 12 月定例会 鎌倉市議会 12 月定例会会議録（6）より抜粋）

○議長（中村聡一郎議員） 日程第 19 「「市民にとっての市役所機能のあり方について及び移転先の整備、現在地の跡地利用について」の最終報告について」を議題といたします。

総務常任委員長から、目下総務常任委員会にて所管事務調査を実施している市民にとっての市役所機能のあり方について及び移転先の整備、現在地の跡地利用について最終報告をしたいとの申し出があります。

お諮りいたします。本件は、申し出のとおり報告を受けることに御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

御異議なしと認めます。よって総務常任委員会の最終報告を受けることに決定いたしました。

総務常任委員長の報告を願います。

◎総務常任委員長（保坂令子議員） （登壇）ただいま議題となりました、市民にとっての市役所機能のあり方について及び移転先の整備、現在地の跡地利用について、総務常任委員会における所管事務調査の最終報告をいたします。

初めに、所管事務調査のこれまでの経過ですが、本年 6 月定例会における当委員会において、本庁舎の整備については、現在、本市において鎌倉市本庁舎等整備委員会を設置し、本庁舎整備に係る基本構想の策定に向けて進めているとのことであり、今後、平成 30 年度に策定が予定されていることから、策定前に当委員会としての考えを示すことを目的に、本件を所管事務調査事項として鋭意調査を行ってきました。

その後、9 月定例会において、窓口については、市民にとって身近なコミュニティーの拠点としての市庁舎及び総合窓口の充実という観点から、防災については、市役所に求められる防災機能という観点からまとめた調査結果について中間報告を行ったところです。

中間報告後の経過としましては、10 月 24 日に高知県黒潮町で高台移転し庁舎整備を行った事例について、25 日に同県四万十市で庁舎移転による地域経済への影響に対する危機感から同敷地内で庁舎整備を行った事例についてそれぞれ行政視察を実施し、本調査に関連する項目についてヒアリングを行ったほか、11 月 29 日に委員会を開き、引き続き本庁舎整備に関連するテーマとして交通を取り上げ、関連資料の確認や委員間討議を行い、精力的に調査を行いましたので、本日は交通について協議した結果を報告いたします。

交通については、深沢地域整備事業用地における交通環境の課題とその対応として、「深沢地域整備事業用地に係る交通インフラについて」及び「まちづくりの視点で交通環境の整備を行うことについて」の 2 点について申し上げます。

まず、深沢地域整備事業用地に係る交通インフラについては、地方自治法第4条第2項の規定に基づき、市役所へのアクセスは第一に住民の利便性を考慮しなければならないということを念頭に置き、次の四つの視点から意見を述べます。

1点目は、JRによるアクセスについてです。(仮称)村岡新駅については、当委員会においてもさまざまな議論が交わされてきたところですが、12月3日に本市から新駅設置に向けた新たな方向性が示されております。新駅が建設されたときには、東海道線による市民のアクセスや職員の通勤が可能となります。しかしながら、駅設置の協議等が進展しても、藤沢市側の民間地権者の立ち退き問題等も含め、新駅設置までのスケジュールについては十分注視する必要があること、あわせて、新駅から深沢地域整備事業用地に建設予定の新庁舎までは徒歩で十数分かかるため、両地点を結ぶシャトルバスなどの検討も必要であるという意見となりました。

2点目は、湘南モノレールによるアクセスについてです。新駅が設置された場合においても、市民が来庁するための交通手段は湘南モノレールが多くなると想定されること、沿線企業の社員に加え、多くの職員も通勤に利用することが推測されるため、新庁舎を整備した場合、湘南モノレールの既存のインフラの存続を図るとともに、通勤時の輸送力や運賃等の観点から、今後の運行について湘南モノレールと十分な協議が必要です。時差通勤を工夫すれば湘南モノレール等により職員の通勤アクセスは確保できるというものではないという意見となりました。

3点目は、バス路線の新設・再編整備についてです。新庁舎へのアクセスの確保に関し、バス路線の整備が重要であることについては一致した意見となりました。また、鎌倉駅西口側から新庁舎に向かうルートของバス発着場所の確保や、大船駅東口からの小袋谷跨線橋経由ルートの整備等の課題解決に向けて、鎌倉市交通マスタープランにある鎌倉市交通体系方針図を踏まえ、バス事業者との十分な協議が必要であるという意見となりました。

4点目は、道路整備についてです。本庁舎の移転により渋滞が悪化しなければよいというのではなく、そもそも深沢地域整備事業用地周辺の道路事情に課題があることをまず認識する必要があります。藤沢鎌倉線や腰越大船線などの県道の拡幅や、また、周辺には道幅が狭く歩道がない一帯があるなど、歩行者の安全確保も早急に進める必要があります。さらに、JR引き込み線跡地の活用や交差点改良、AI等を使った交通需要管理による渋滞緩和策等、今後、関係機関との十分な協議・調整が必要という意見となりました。

次に、まちづくりの視点で交通環境の整備を行うことについては、全市的な交通環境を俯瞰して意見を述べます。

深沢地域整備事業用地に本庁舎を移転させることは、本市全体の交通体系にかかわる問題であり、本庁舎等整備基本構想の策定においては、交通についての議論が不可欠です。深沢を本市の第三の拠点と位置づけているのであれば、今後、導入される予定の都市機能全体を見据え、新庁舎や(仮称)村岡新駅ができることによる交通シミュレーションを実施した上で、他の拠点である鎌倉駅周辺や大船駅周辺とつなぐ交通網の整備や周辺道路の

拡幅等といったまちづくりの視点はどうしても欠かせません。

また、行政サービスの分散化、特に御成現在地の整備や利活用によっては、市域全体の市民の移動に大きく影響することにも留意しなければならないことから、市役所を移転させるから交通政策を周到に組み立てなくてはならないという受け身の発想ではなく、深沢地域整備事業あるいは深沢地域のまちづくりを進める視点で、交通インフラがどうあるべきか、市民にとっての利便性の確保をどうすべきかということについて、後回しにせず検討を進めることを求めるという意見となりました。

以上が交通について調査を行った報告です。

冒頭に申し上げましたとおり、当委員会において所管事務調査事項とした本件については、平成 30 年度に予定している本庁舎整備に係る基本構想の策定前に当委員会としての考えを示すことを目的に実施してきたものです。そのため、所管事務調査事項としている「市民にとっての市役所機能のあり方について」及び「移転先の整備、現在地の跡地利用について」の 2 点のうち、1 点目に関しては、窓口、防災及び交通のテーマ別に協議を行い、基本構想策定までにできる限り構想に反映させるための考え方を示し、必要かつ十分な意見を述べてきたところです。残りの調査に当たっては、基本構想策定後にその内容を十分検証し、意見を述べていくことが妥当であると考え、このたびの所管事務調査は本日の報告をもって一旦終了することとします。

今後、移転先の整備、現在地の跡地利用など、さらに調査を行うべき事項については、基本構想の内容を踏まえ、しかるべき時期に議会全体として議論を行うことを求め、最終報告を終わります。

○議長（中村聡一郎議員） ただいまの報告に御質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

以上で報告を終わります。

（後略）